

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2001-521357(P2001-521357A)

【公表日】平成13年11月6日(2001.11.6)

【出願番号】特願2000-518332(P2000-518332)

【国際特許分類】

H 04 L 29/06 (2006.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

H 04 L 13/00 3 0 5

G 06 F 13/00 3 5 3 V

【手続補正書】

【提出日】平成17年10月21日(2005.10.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 コンピュータおよび複数のモバイル・デバイス間における双方向処理方法であって、

第1モバイル・デバイスおよび前記コンピュータ上に第1識別子を格納するステップと、

第2モバイル・デバイスおよび前記コンピュータ上に第2識別子を格納するステップであって、該第2識別子が前記第1識別子とは異なる、ステップと、

各モバイル・デバイスに対して、格納した各識別子を基準として、前記コンピュータに1組の設定値を格納するステップと、

前記モバイル・デバイスの1つを前記コンピュータに接続する際に、前記モバイル・デバイス上に格納した各識別子それぞれを、前記コンピュータ上に格納した各識別子それぞれと比較するステップと、

対応する識別子が発見された場合、前記格納したそれぞれの組の設定値の関数として、前記接続したモバイル・デバイスおよび前記コンピュータ間の双方向処理を制御するステップと、

から成ることを特徴とする方法。

【請求項2】 請求項1記載の方法において、前記第1モバイル・デバイスおよび前記第2モバイル・デバイスは、実質的に同様でないことを特徴とする方法。

【請求項3】 請求項1又は2記載の方法において、1組の設定値を格納する前記ステップが、1組のデフォルト設定値を取得するステップを含むことを特徴とする方法。

【請求項4】 請求項1～3のいずれか1項に記載の方法であって、更に、前記コンピュータに接続する際に、前記モバイル・デバイスのタイプを検出するステップと、前記検出したデバイスのタイプの関数として、前記デフォルト設定値の少なくとも1つを変更するステップを含むことを特徴とする方法。

【請求項5】 請求項1～4のいずれか1項に記載の方法であって、更に、各識別子それぞれを基準として、前記コンピュータに前記モバイル・デバイスの各々に対して、一意のデバイス名を格納するステップを含むことを特徴とする方法。

【請求項6】 請求項5記載の方法であって、更に、前記モバイル・デバイスの前記デバイス名の関数として、前記コンピュータ上に格納してある各1組の設定値にアクセス

するステップを含むことを特徴とする方法。

【請求項 7】 請求項 5 記載の方法であって、更に、前記コンピュータに接続する際に、前記モバイル・デバイスから前記デバイス名を取得するステップと、前記デバイス名を、前記コンピュータ上に格納してある前記デバイス名とチェックするステップを含むことを特徴とする方法。

【請求項 8】 請求項 7 記載の方法であって、更に、対応する識別子が発見された場合、前記コンピュータ上の前記デバイス名を変更し、前記モバイル・デバイスの前記デバイス名と一致させるステップを含むことを特徴とする方法。

【請求項 9】 請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の方法であって、更に 1 組のゲスト設定値を格納するステップを含み、対応する識別子が発見されない場合、前記接続したモバイル・デバイスおよび前記コンピュータ間の双方向処理を制御する前記ステップは、前記格納した 1 組のゲスト識別子の関数として制御することを特徴とする方法。

【請求項 10】 請求項 9 記載の方法において、1 組のゲスト設定値を格納する前記ステップが、1 組のデフォルト設定値を取得するステップを含むことを特徴とする方法。

【請求項 11】 請求項 10 記載の方法であって、更に、前記コンピュータに接続する際に、モバイル・デバイスのタイプを検出するステップと、該検出したデバイスのタイプの関数として、前記デフォルト設定値の少なくとも 1 つを変更するステップとを含むことを特徴とする方法。

【請求項 12】 双方向コンピュータ・システムであって、

第 1 識別子を格納してある第 1 モバイル・デバイスと、

第 2 識別子を格納してある第 2 モバイル・デバイスであって、前記第 2 識別子が前記第 1 識別子とは異なる、第 2 モバイル・デバイスと、

前記モバイル・デバイスの各々に選択的に結合可能なコンピュータであって、該コンピュータが、前記第 1 識別子を基準とする第 1 組の設定値と、前記第 2 識別子を基準とする第 2 組の識別子とを有し、前記モバイル・デバイスの 1 つを前記コンピュータに接続する際に、前記モバイル・デバイス上に格納した各識別子それぞれを、前記コンピュータ上に格納した各識別子それぞれと比較し、対応する識別子が発見された場合、前記格納したそれぞれの組の設定値の関数として、前記接続したモバイル・デバイスおよび前記コンピュータ間の双方向処理を制御する、コンピュータと、

を備えることを特徴とする双方向コンピュータ・システム。

【請求項 13】 コンピュータおよび複数のモバイル・デバイス間ににおける双方向処理方法であって、

第 1 タイプのモバイル・デバイスの前記コンピュータとの双方向処理を制御する第 1 組の設定値を作成するステップと、

第 2 タイプのモバイル・デバイスの前記コンピュータとの双方向処理を制御する第 2 組の設定値を作成するステップと、

前記第 1 および第 2 組の設定値を前記コンピュータ上に格納するステップと、

前記モバイル・デバイスを前記コンピュータに接続する際、前記モバイル・デバイスのタイプを検出するステップと、

前記第 1 および第 2 組の設定値にアクセスし、前記検出したタイプの関数として、前記コンピュータの前記モバイル・デバイスとの双方向処理を制御するステップと、

から成ることを特徴とする方法。

【請求項 14】 請求項 13 記載の方法であって、更に、

前記コンピュータに接続する際に、接続するモバイル・デバイスを識別する識別子を割り当てるステップと、

前記接続したモバイル・デバイスおよび前記コンピュータに前記識別子を格納するステップと、

前記接続したモバイル・デバイスのタイプに対応して、前記第 1 および第 2 組の設定値の一方に基づき、第 3 組の設定値を格納するステップであって、前記第 3 組の設定は前記識別子を基準とする、ステップと、

を含むことを特徴とする方法。

【請求項 15】 請求項14記載の方法において、前記第3組の設定値を格納する前記ステップが、前記第1および第2組の設定値のコピーを格納するステップを含むことを特徴とする方法。

【請求項 16】 請求項15記載の方法であって、更に、前記第3組の設定値の少なくとも1つの設定値を変更するステップを含むことを特徴とする方法。

【請求項 17】 コンピュータおよびモバイル・デバイス間ににおける双方向処理方法であって、前記コンピュータは、第1識別子を基準として、前記モバイル・デバイスにバックアップ・データを格納し、前記方法が、

前記モバイル・デバイスを前記コンピュータに接続するステップと、

前記バックアップ・データを前記コンピュータから前記モバイル・デバイスに復元するステップと、

前記第1識別子とは異なる第2識別子を取得するステップと、

前記第2識別子を前記モバイル・デバイス上に格納するステップと、

前記コンピュータ上の前記第1識別子を前記第2識別子に変更するステップと、

から成ることを特徴とする方法。

【請求項 18】 請求項17記載の方法において、前記モバイル・デバイスが、第2コンピュータとの双方向処理のために第3識別子を含み、前記方法が、前記第3識別子を無効化するステップを含むことを特徴とする方法。

【請求項 19】 モバイル・デバイスおよび複数のコンピュータ間ににおける双方向処理方法であって、

前記モバイル・デバイスおよび第1コンピュータ上に第1識別子を格納するステップと、

前記モバイル・デバイスおよび第2コンピュータ上に第2識別子を格納するステップであって、該第2識別子が前記第2識別子とは異なる、ステップと、

前記第1識別子を基準として前記第1コンピュータ内に第1組の設定値を格納するステップと、

前記第2識別子を基準として、前記第2コンピュータ内に第2組の設定値を格納するステップと、

前記1つのコンピュータを前記モバイル・デバイスに接続する際に、前記コンピュータの1つに格納した各識別子を前記モバイル・デバイス上に格納いた各識別子と比較するステップと、

対応する識別子が発見された場合、前記格納したそれぞれの組の設定値の関数として、前記接続したコンピュータおよび前記モバイル・デバイス間ににおける双方向処理を制御するステップと、

から成ることを特徴とする方法。

【請求項 20】 請求項19記載の方法において、第1組の設定値を格納する前記ステップおよび第2組の設定値を格納する前記ステップが、各々、1組のデフォルト設定値を取得するステップを含むことを特徴とする方法。

【請求項 21】 請求項19又は20記載の方法であって、更に、前記1つのコンピュータに接続する際に、モバイル・デバイスのタイプを検出するステップと、

当該検出したデバイスのタイプの関数として、前記デフォルト設定値の少なくとも1つを変更するステップと、

を含むことを特徴とする方法。

【請求項 22】 双方向コンピュータ・システムであって、

第1識別子を基準とする第1組の設定値を有する第1コンピュータと、

第2識別子を基準とする第2組の設定値を有する第2コンピュータであって、前記第2識別子が前記第1識別子とは異なる、第2コンピュータと、

前記コンピュータの各々に結合可能なモバイル・デバイスであって、前記第1識別子および前記第2識別子を格納してある、モバイル・デバイスと、

を備え、

前記モバイル・デバイスを前記コンピュータの1つと接続する際、当該1つのコンピュータが、各識別子をそれに格納してある識別子と比較し、対応する識別子が発見された場合、前記格納したそれぞれの組の設定値の関数として、前記モバイル・デバイスおよび前記1つのコンピュータ間の双方向処理を制御する、

ことを特徴とする双方向コンピュータ・システム。